

令和2年8月21日

千歳会労働組合員・千葉県医労連労働組合員の皆様へ

首都圏青年ユニオン連



歴史上初の自主性を最小限に留める労働組合の認定について

千葉県医労連の上部団体である、千葉県医療労働組合連合会の書記長永島達哉氏（以下「永島氏」といいます）が、令和2年8月20日に Facebook 上に投稿した「やっぱり首都圏青年ユニオン連合会は労働組合に非ず！」につき、明らかな法律の知識不足による誤りがございますので、ここに、永島氏の愚蒙な記載の指摘を行うと共に、皆様に対し、当組合のご紹介をさせていただきます。

首都圏青年ユニオン連合会（以下、「当組合」といいます）は、東京都労働委員会に対して、某企業に関する不当労働行為救済申し立て（都労委平成30年不第76号事件）を行い、令和2年6月16日付けで、「申立人組合は労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合しない」との決定を受けました。

永島氏におかれましては、当該決定を持って当組合につき「労働組合に非ず！」と声高に主張されておられるようですが、そもそも「労働組合」には、「法定内組合」と「自主性不要組合」が存在し、この「法定内組合」は有料の労働組合しか想定しておらず、加えて、労働者の主体性、自主性も厳格に要求しております。厳格な自主性が求められているにも関わらず、法定内組合が自主性不要組合よりも恵まれているのは、労働組合法上保護を受けられるのみとされております。

今回、当組合は、東京都労働委員会より、「法定内組合」ではないと判断され、労働者の自主性を求めている「自主性不要組合」として分類していただけることとなりました。これにより、当組合は、自称ではなく、行政機関から正式に、法定に収まらない最小限の自主性、無料の労働組合と決定されました。

仮にも千葉県医療労働組合連合会（以下「千葉県医労連」といいます）の書記長ともある方が、「法定内労働組合でないことと労働組合でないことは全く異なる」という、労働組合法の基本中の基本すら理解出来ていないとは、驚きを通り越して憐憫の情を禁じ得ません。また、千葉県医労連は、組合費を使用し、弁護士と契約を為しているにも関わらず、当該弁護士がこのような基本的なことすら指導していないとすれば、明らかに職務怠慢かと存じます。

更に、労働組合を組織する権利であるいわゆる団結権は、憲法28条において保障されている権利であり、当該団結権は、労使関係において立場の弱い労働者が、団結することで自分たちに有利な労働条件を確保することを目指すものであることから、当組合が「労働組合」であることは憲法上、明白な事実です。

当組合は、これまで、現在の日本では既にネガティブな印象となってしまう旧態依然とした従来の有料労働組合と一線を画し、広く一般労働者に受けられることを目指し活動して参りました。また、当組合は、グローバルユニオンの傘下にあること、日本の労働組合は世界的に見ても加入率が低いことから、日本の労働組合の常識に囚われることなく、グローバルスタンダードで活動することが結成当初からの方針でもあります。

今回、行政機関より、千葉県医労連のような、いわゆる労働貴族・専従者で形成され、「労働者が主体となって」という言葉を盾に、ビラを配る自主性、大会に出なければならない自主性、街宣活動をしなければならない自主性、会計報告等の運営に関与しなければならない自主性を労働者に当然のように求め、さらに有料の労働組合費を徴収し、組合活動の運営にも深く関わらせるといふ、一般組合員に対し多大な負担を強いる労働組合とは一線を画す労働組合である旨を認めて頂き、当組合としては、目的の達成に確実に近づいていることを実感すると共に、大変喜ばしく思っております。

有料労働組合員数の減少と無料労働組合員数の圧倒的な増加数を見れば、前時代的な旧来の労働組合に加入してこなかった、大多数の一般労働者が、新しい労働組合を求めていることは明らかですが、今回、行政機関から見ても、当組合が、過去より組合員の方の負担を減らすことが出来、自主性を最小限に留め運営が出来ていたという結果は、組合幹部にとっては、何よりも嬉しいものであり、さらに組合員の意見に耳を傾け、負担を無くしていく所存でございます。

当組合は、永島氏をはじめ、変革を恐れる一部の前時代的な有料労働組合員から、「労働組合ではない」との批判を受けることがあります。しかし、我々は、永島氏らの当該批判に大変感謝しております。なぜならば、「労働者の自主性」と言う名の負担に関して全く変革をしてこなかった永島氏らに、継続的に無料の労働組合を否定してもらうことで、当組合の画期的なアイデアを最大限に拡散してもらうことになり、永島氏らの貢献のおかげで、当組合の組合員数は、千葉県医労連等旧来の有料労働組合とは異なり、うなぎ登りで増加しているからです。

当組合と致しましては、当組合の組合員数の増員のためにも、永島氏らには引き続き、苦生した労働組合論を論じ、当組合に対する批判とそれに伴う当組合のプロパガンダを行って頂ければと考えております。

最後に、私たち首都圏青年ユニオン連合会は、既定概念を打ち崩し、真の意味での労働者保護、労働者利益の増進を目指して今後も多角的な視点で活動を展開して参ります。泣き寝入りしていた労働者の不利益を解消していくため、今後も組合員の方からのご協力を得ながら新たな労働組合の形を追求していく所存でございますので、職場の不満や不利益、さらには労働者保護に関するご要望等につき当組合にご相談されたい場合は、お気軽に組合事務局までお寄せ下さい。

当組合は、組合員に過度な負担をかけることなく、法的制度に収まらない労働組合として、「組合員負担の最小化」と「組合員個人利益の最大化」を実現すると共に、社会福祉法人千

歳会に対し、引き続き、組合員の権利拡充の要求を行ってゆく所存でございますので、千歳会労働組合とは異なる、当組合の革新的な思想に興味を持たれた方や、千歳会に対し、現状よりも更に自らの意見を主張したいという方も、どうぞお気軽に組合事務局までお問い合わせ下さい。

以上